

(素 案)

第4期

南 幌 町 障 が い 者 計 画

(令和3年度～令和8年度)

第6期

南 幌 町 障 が い 福 祉 計 画 ・

第2期

南 幌 町 障 が い 児 福 祉 計 画

(令和3年度～令和5年度)



写真提供 南幌町手をつなぐ育成会

南 幌 町

は じ め に



本町では、第6期南幌町総合計画（平成29年度～令和8年度）に基づき、健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくりを進めております。

国では、令和3年度からの障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の基本指針としてこれまでと同様、「自立と共生の社会を実現、障がい者が地域で暮らせる社会に」を理念に掲げ、住み慣れた地域で障がいの有無にかかわらず共に生きる地域共生社会をめざし、障がい者福祉サービスの充実等を強力に推進していくこととしています。

本町では、これらを踏まえて、計画の基本理念であります「支えあい、ともに暮らせるまちづくり」を目指し、障がい児・者が安心して暮らすことができる生活環境の整備や就労支援など福祉サービス提供体制の整備に取り組み、障がいのある方が地域において自分らしくいきいきと暮らせるよう障がい福祉施策を推進してまいります。

町民の皆様をはじめ、関係団体、事業所等の方々におかれましては、事業の円滑な実施と計画目標の達成に向け、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重な審議をいただきました南幌町障がい者福祉計画等策定委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3年3月

南幌町長 大崎 貞二

〈目 次〉

第1部 第4期南幌町障がい者計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 計画の管理・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第2章 計画推進のための考え方

1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	7

第3章 障がいのある人の状況

1 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2 障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 障がい支援区分の認定状況・・・・・・・・	12

第4章 障がい者福祉施策の展開

1 自分らしく暮らす・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 とともに育ち、ともに学んで暮らす・・・・	15
3 元気に暮らす・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4 安心して暮らす・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5 助けあって暮らす・・・・・・・・・・・・・・・・	24

第2部 第6期南幌町障がい福祉計画・

第2期南幌町障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉サービスの見込量および方策

1 障がい福祉サービスに関する数値目標・・・・	28
2 障がい福祉サービスに関するサービス見込量および確保策・・	34

第2章 地域生活支援事業の見込量および方策

1 実施する事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	50
2 各年度における事業の種類ごとの実績および見込量・・・・	52

資料 南幌町障がい者福祉計画など策定委員会設置要綱・・・・	55
南幌町障がい者福祉計画など策定委員会委員名簿・・・・	56
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	57

第1部

第4期南幌町障がい者計画



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年、障がい児・者を取り巻く環境は、大きな変化を遂げています。平成23年8月における障害者基本法改正にともない、「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が平成25年4月に施行されました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで障がい者の範囲に含まれていなかった難病患者が障がい者に含まれることとされ、知的障がい及び精神障がいにおける障がい支援区分の適切な配慮を行うなど改正が行われました。

また、平成24年4月の児童福祉法の改正にともない、児童発達支援・放課後等デイサービスなどのサービスが創設され、同年10月には障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、障害者虐待の禁止や予防及び早期発見に努めること等が定められました。

さらに、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正にともない、障がい者の生活と就労に係る支援を充実するためのサービスの新設、障がい児支援の拡充が進められました。

本町では、平成27年3月に施策の方向性などを定める「第3期南幌町障がい者計画」（平成27～平成32年度）と、平成30年3月に各サービスごとに必要な見込み量を定める「第5期南幌町障がい福祉計画・第1期南幌町障がい児福祉計画」（平成30～平成32年度）を策定し、相談支援体制の充実や移動に関する支援の促進、障がい児の発達支援、障がい福祉サービスなどの利用を推進してきました。

今後、新たな事業等への取り組みを進めるために、障がい者施策と障がい福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この3つの計画を一体的に策定していきます。

障がいのある方々が、困ったときにいつでも相談できる場の確保やライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築を目指し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向けて、「第4期南幌町障がい者計画」及び「第6期南幌町障がい福祉計画・第2期南幌町障がい児福祉計画」において着実に進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「南幌町障がい者計画」及び障害者総合支援法第88条に基づく「南幌町障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「南幌町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、「南幌町障がい者計画」においては障がい者施策の基本的な指針を示すものとし、「南幌町障がい福祉計画・南幌町障がい児福祉計画」においては「南幌町障がい者計画」の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた実施計画として、南幌町の障がい児・者に係る施策の総合的な推進を目指します。

また、本計画の策定にあっては、上位計画に位置付けられる「第6期南幌町総合計画」(平成29年度～令和8年度)や関連計画との整合性に留意して策定します。

■障がい者計画の法律上の根拠

[障害者基本法]

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障がい福祉計画の法律上の根拠

[障害者総合支援法]

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■障がい児福祉計画の法律上の根拠

[児童福祉法]

第33条の20 第1項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

第4期南幌町障がい者計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。第6期南幌町障がい福祉計画及び第2期南幌町障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針にならい、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成 30年度	平成 31年度 (令和元年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
南幌町 総合計画	第6期 (平成29年～令和8年)								
南幌町 障がい者計画	第3期 (平成27年～ 令和2年)			第4期 (令和3年～令和8年)					
南幌町障がい福 祉計画・南幌町 障がい児福祉計 画	第5期・第1期 (平成30年～ 令和2年)			第6期・第2期 (令和3年～ 令和5年)					

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会を設置し、学識経験者、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員協議会会長、医師、社会福祉関係者など、障がい者団体及び障がいのある方やその家族を委員として幅広いご意見をいただき、さらに、広く町民の意見を反映させるために計画原案によるパブリックコメントを実施し、計画の策定を進めます。

開 催 年 月 日	概 要
令和2年6月29日	第1回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
令和2年7月～9月	意向調査（障がい者団体等への聞き取り調査）
令和2年11月30日	第2回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
令和3年1月18日	第3回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
令和3年 月 日～ 月 日	第4期南幌町障がい者計画・第6期南幌町障がい福祉計画・第2期南幌町障がい児福祉計画原案町民意見募集（パブリック・コメント）手続き
令和3年 月 日	第4回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会

※開催年月日は、当初の予定であり変更となる場合があります。

5 計画の管理

平成25年4月、障害者総合支援法の施行にともない、計画の実行性を高めるため、障がい福祉計画にPDCA（計画－実施－評価－改善）サイクルを導入することが求められています。本町では、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会により、障がい者計画の主な取り組みや、障がい福祉計画の各年度における障がい福祉サービス利用状況等について点検・評価を行います。

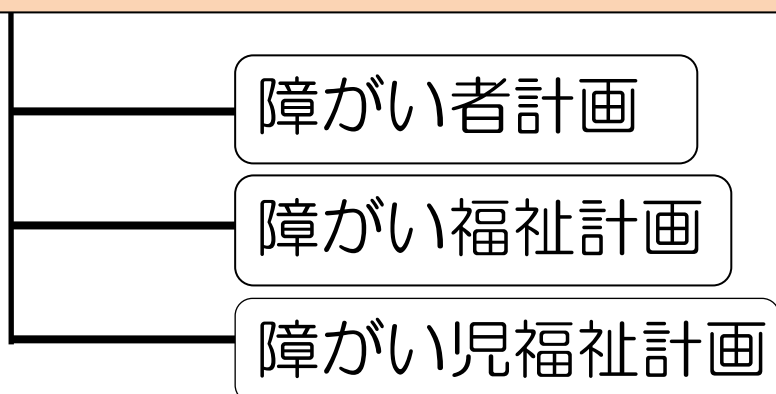
第2章 計画推進のための考え方

1 計画の基本理念

障がいのある方も地域社会の一員であると感じられるような社会参加の促進や、障がいの種類や程度に応じて就労できる環境づくり、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現、安心して過ごすための生活環境の整備を目指し、「支えあい、ともに暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

【基本理念】

支えあい、ともに暮らせるまちづくり



2 計画の基本目標

本計画では、次の5点を基本目標として定め、計画を推進していきます。

目標1. 自分らしく暮らす

障がいのある方たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

そのためには、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の設置や、成年後見制度の利用促進のための制度の周知及び障がい等の理解に向けた普及啓発活動を推進します。

目標 2. ともに育ち、ともに学んで暮らす

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちとかかわり、語りあい、学びあい、生きる力を身につけていくことが重要です。

そのためには、ライフステージに応じた切れ目ない、より良い発達支援体制の整備が必要です。サポートファイルの利用促進や学齢期の相談支援体制づくり等を推進します。

目標 3. 元気に暮らす

核家族化や介護者の高齢化だけではなく、障がい者自身の高齢化・重度化も今後さらに進むと予測される現在、生活習慣病の予防・合併症や重症化予防は、地域の中で暮らし続けていく上で重要です。

ライフステージに応じた生活習慣病の予防等の普及啓発やアルコール・薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の普及啓発を進めることで重度化を防止し、心の健康相談にも取り組み、本人・家族の不安軽減にもつなげていきます。

目標 4. 安心して暮らす

お互いを尊重し、誰もが毎日を安心して過ごし、地域の中でともに生きていくことが重要です。

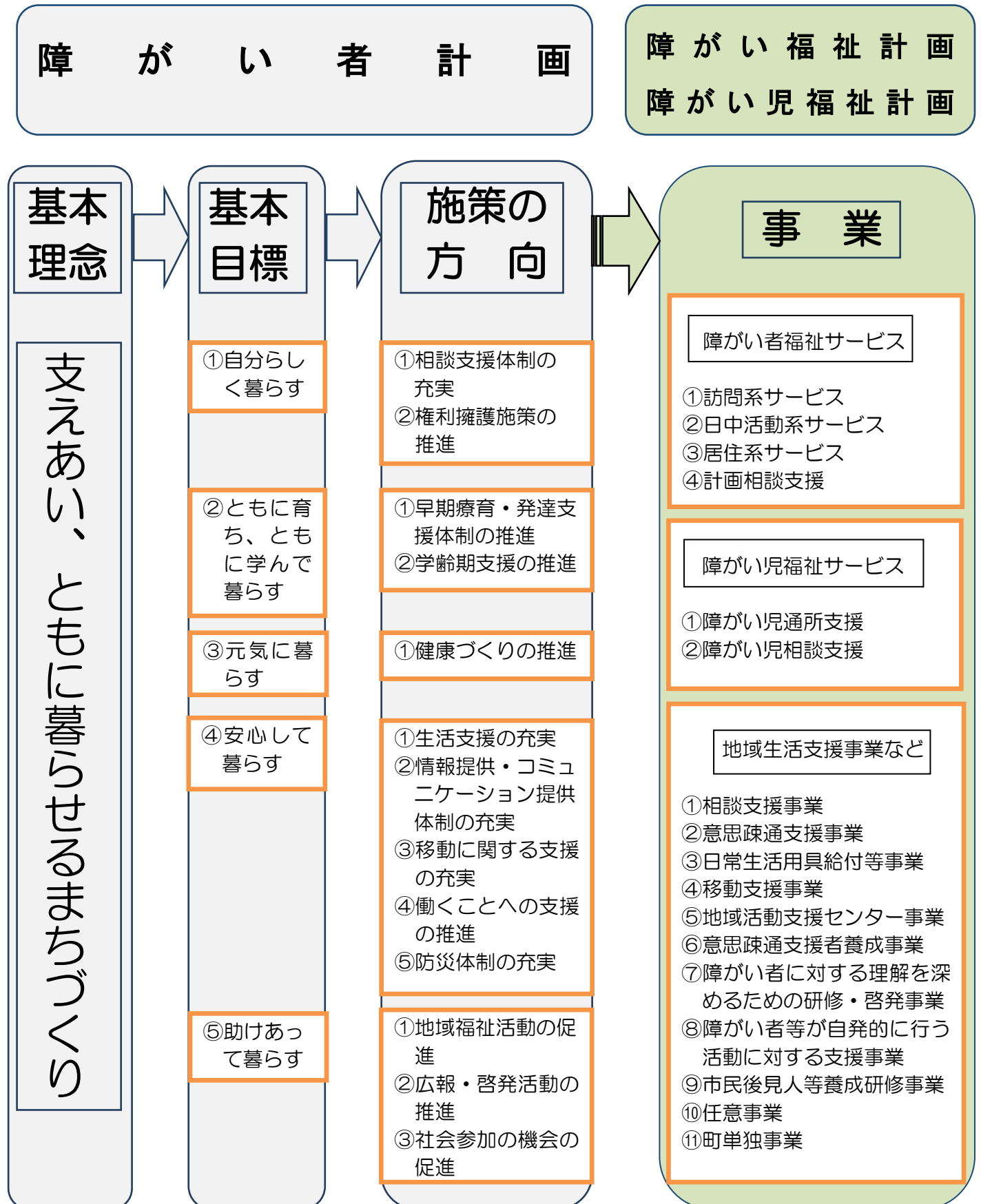
そのことから、防災体制の充実、移動に関する支援の促進、生活支援の充実、働くことへの支援の推進、情報提供やコミュニケーション提供体制の推進に取り組みます。

目標 5. 助けあって暮らす

障がいのある方たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障がい特性や対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から支えあい、助け合うことが重要です。

そのことから、ボランティアの育成や障がいについての正しい知識認識を深めてもらうための研修会等を開催し、地域共生社会の推進に取り組みます。

3 計画の施策体系



第3章 障がいのある方の状況

1 人口の推移

本町の人口は、社会情勢や少子高齢化などの影響により、減少しています。

(各年度4月1日現在、単位：人)

	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
総人口	7,891	7,737	7,629	7,538	7,464
64歳以下	5,538	5,349	5,177	5,042	4,922
65歳から74歳	1,143	1,156	1,184	1,205	1,242
75歳以上	1,210	1,232	1,268	1,291	1,300
高齢化率	29.82%	30.86%	32.14%	33.11%	34.06%

2 障がい者の現状

1) 身体障がい

身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、総数については年々減少しており、令和2年度までに21人減少しています。

○身体障がい者手帳所持者数

(各年度4月1日現在、単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	人口比
H28	133	61	63	109	34	17	417	5.28%
H29	130	58	66	109	34	17	414	5.35%
H30	125	59	65	107	36	17	409	5.36%
H31 (R1)	119	60	63	103	40	17	402	5.33%
R2	115	62	57	104	42	16	396	5.31%

障がい種別でみると、肢体不自由のある方の割合が全体の60%以上を占め、最も多くなっています。

○身体障がい者手帳の障がい種別

(各年度4月1日現在、単位：人)

	肢体不自由	聴覚平衡 機能障がい	内部障がい (腎臓障がい)		視覚障がい	音声言語 機能障がい	総数	割合
H28	266	24	104	(25)	21	2	417	63.8%
H29	262	23	107	(27)	19	3	414	63.8%
H30	253	21	114	(31)	18	3	409	61.9%
H31 (R1)	244	20	119	(31)	16	3	402	60.7%
R2	238	21	121	(33)	13	3	396	60.1%

年齢別でみると、令和2年4月1日現在で、65歳以上の方が全体の75%以上を占め、最も多くなっています。本町の人口構造と同様に高齢化が進んでいる現状にあります。

○身体障がい者手帳の障がい種別（年齢別）

(令和2年4月1日現在)

	肢体不自由	聴覚平衡 機能障がい	内部障がい	視覚障がい	音声言語 機能障がい	総数	割合
18歳未満	2	0	0	0	0	2	0.5%
18歳以上40歳未満	8	1	5	0	0	14	3.5%
40歳以上65歳未満	60	0	19	2	0	81	20.5%
65歳以上	168	20	97	11	3	299	75.5%
総数	238	21	121	13	3	396	

2) 知的障がい

療育手帳所持者数の推移をみると、身体障がいとは異なり総数において年々増加しており、13人の増加となっています。

○療育手帳所持者数（判定別）（各年度4月1日現在、単位：人）

	A（重度）	B（中・軽度）	総数	人口比
H28	33	51	84	1.06%
H29	32	53	85	1.10%
H30	31	59	90	1.18%
H31（R1）	30	63	93	1.23%
R2	32	65	97	1.30%

年齢別でみると、令和2年4月1日現在で18歳以上40歳未満の方が全体の38%以上を占め、最も多くなっています。

○療育手帳所持者（年齢別）（平成2年4月1日現在）

	A（重度）	B（中・軽度）	総数	割合
18歳未満	3	31	34	35.05%
18歳以上40歳未満	17	20	37	38.14%
40歳以上65歳未満	11	13	24	24.74%
65歳以上	1	1	2	2.06%
総数	32	65	97	

3) 精神障がい

精神障がい者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳と同様、総数において年々増加しており、10人の増加となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数についても、期間中減少した年もありましたが、令和2年度までには、3人の増加となっています。

○精神障がい者保健福祉手帳所持者 （各年度４月１日現在、単位：人）

	１級	２級	３級	総数	人口比
H28	８	32	14	54	0.68%
H29	9	29	14	52	0.67%
H30	9	28	18	55	0.72%
H31（R1）	8	32	20	60	0.79%
R2	8	33	23	64	0.86%

○自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数 （各年度４月１日現在、単位：人）

	交付者数	人口比
H28	117	1.48%
H29	117	1.51%
H30	112	1.47%
H31（R1）	118	1.57%
R2	120	1.61%

４）発達障がい

発達障がいは、外見からではわかりにくく、その障がいの状態も個々で異なり、障がいが重なり合っている場合もあり、はっきりと診断や判定されることが難しいため、発達障がいのある方の正確な人数は把握できていないのが現状です。

５）難病（特定疾患）

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病とし、平成２５年４月の障害者総合支援法の制定により、難病患者が障がい者の範囲に加えられました。治療が長期にわたることが多く完治も極めて困難で、介護者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる北海道の特定疾患治療研究事業対象疾患については医療費が助成されます。対象疾患は、平成２７年より拡大され、現在は３３３疾患が対象となっています。本町では令和２年４月１日現在、９８人が難病の対象者とな

っています。

6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部の怪我等の事故により、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に支障を来している障がいをさします。第3者から見て高次脳機能障がいは、外見上からは障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

また、手帳の交付の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象となる一方で、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

3 障がい支援区分の認定状況

障がい種別ごとの人数について、重複障がいのある方は主たる障がいで集計しています。過去5年間をみると、微増傾向にあります。

（各年度4月1日現在、単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H28	5	7	6	11	10	22	61
H29	4	10	7	13	8	26	68
H30	2	12	5	16	8	27	70
H31（R1）	1	12	5	16	8	28	70
R2	1	14	4	16	10	27	72
身体障がい	0	1	0	3	3	12	19
知的障がい	1	8	4	13	7	15	48
精神障がい	0	5	0	0	0	0	5

第4章 障がい者福祉施策の展開

1 自分らしく暮らす

1) 相談支援体制の充実

〔現状と課題〕

障がいのある方が、住み慣れた地域で生活を続けられるようにするには、障がいのある方ご本人やその家族などが抱える、さまざまな不安や課題を気軽に相談でき、課題解決を図るための適切な支援へとつなぐ相談支援体制の整備が求められています。複雑化・多様化する相談に対応するためには、相談支援専門員の質の向上や関係機関とのネットワークを構築して連携を図る必要があります。加えて、障がい者支援施設に入所している方や精神科病院に長期入院をしている精神障がいのある方の地域移行については、関係機関と連携を図りつつ、長期的な対応が必要です。

また、本町では地域のネットワークづくりや相談支援の質の向上を図るために「南幌町障がい者自立支援協議会」を設置しており、地域の課題や資源の掘り起こしなどを検討し情報交換及び情報の共有の場として、障がいのある方がより自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域社会の構築につなげるよう協議を行っています。

これらの取り組みを行うために、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置については、令和5年度までに障がい者等が地域で安心して生活するための、緊急時の相談や対応が図られる機能を担う地域生活支援拠点整備の広域設置と併せて開設に向けて検討を継続していきます。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
障がい者相談支援事業の実施	障がいのある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。
ケアマネジメント機能の充実	障がいのある方が地域で自分らしく主体的に生活できるように、本人のニーズと社会資源を適切に結びつけて調整を行うケアマネジメント機能の体制整備や相談支援専門員の質の向上を図ります。
南幌町障がい者自立支援協議会を中心とした連携	障がいのある方やその家族が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、保健や福祉に係る関係機関・団体や教育機関等の連携・情報共有を深め、さまざまな課題等の効果的な支援のあり方に向けた協議を進めます。
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動の推進	身体障がいや知的障がいのある方の日常生活上の困り事等について、地域において相談員が対応します。
基幹相談支援センター開設の検討	相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援を行う基幹相談支援センターの開設に向けて検討を継続します。

2) 権利擁護施策の推進

〔現状と課題〕

成年後見制度については、制度利用を必要とする方に内容の紹介・関係機関と連携し、適正な利用に努めています。

また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、差別解消についての知識の普及啓発等に取り組んでいます。

今後においては、障がいのある方が自己選択・自己決定をして、必要な支援やサービスが利用でき、自分が希望する生き方や暮らし方の実現を図るためには、障がいのある方の権利擁護のための支援体制が必要です。判断能力が十分でない方は、成年後見制度を活用することで手続き等による不利益を防ぐことができます。

しかし、成年後見制度に対する理解が地域の中では十分とは言えず、成年後見制

度の利用促進のために制度の周知を図る必要があります。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
成年後見制度の周知や利用の促進	判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度であり、講演会の開催などにより制度の周知に努めるとともに制度の利用促進を図ります。
虐待を防止するための取り組みの推進	気づきに対する通報義務の周知を行うとともに、早期発見・早期解決するための体制を整備し、関係機関との連携を図ります。
障がい者差別解消への取り組みの実施	障がいを事由とする差別の禁止や差別の解消に取り組みます。

2 とともに育ち、ともに学んで暮らす

1) 早期療育・発達支援体制の推進

〔現状と課題〕

発達に心配のある子どもの早期発見・早期療育の実施のため、乳幼児健康診査などの各種健診や幼稚園、保育園、早期療育事業、子育て支援センターと連携を図っています。健診時、発達に心配のある子どもには健診後フォロー等を行い、必要があれば早期療育につなげています。

3歳児健診後や学齢期になって集団生活に適応できない等の相談が増加していることから、4歳児・5歳児健康相談事業を実施し、集団生活を始めることで見えてくる発達上の課題等を抱える親子に早期支援を実施しています。

早期療育事業では、発達に心配のある子どもに専門指導員が療育を行い、子どもの発達を促すことや、関係機関と連携して発達支援体制の整備を行っています。

また、障がい児通所支援サービス事業所を利用する方が増えてきています。

その他、小学校入学、就職など子どもの成長に伴うライフステージの変化にも切

れ目なく、個々のニーズに応じた支援が受けられるよう関係機関との連携強化を図るため、サポートファイルの活用を促進を図ります。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
乳幼児健康診査等の実施	乳幼児健康診査等の母子保健事業や予防接種事業の充実を図り、健やかな子どもの育成に努めます。
健診後フォローの実施	各種健診後に発達の遅れや障がい疑われる乳幼児やその保護者に対し、早期に健康相談や育児相談等を促し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。
早期療育事業の実施	子どもの発達に不安をもつ保護者や関係機関の職員に子どもの発達を促すための助言を行い、保護者が安心して子育てができるように支援します。
4歳児・5歳児健康相談事業の実施	3歳児健診後から就学までの間に、成長発達の確認、子育てやしつけに関する相談ができる場を確保し、集団生活を始めることで見えてくる発達上の問題等を抱える親子に早期支援を行います。
サポートファイルの活用促進	関係機関との連携やライフステージに応じた切れ目の無い一貫した支援が受けられるよう、サポートファイルの活用促進を図ります。
児童発達支援事業所との連携	療育を必要とする未就学の子どもに対して、情報提供や利用希望者が、円滑にサービスを利用できるよう事業所との連携を図ります。

2) 学齢期支援の推進

〔現状と課題〕

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行っています。

近年、学齢児の発達相談が増加傾向にあるため、学齢児の相談支援体制を整備して迅速に対応する必要があります。さらに、障がいのある子どもをもつ保護者同士が交流して情報交換などを行い、子育ての悩みなどを解消するための場をつくることは、安心して子育てができる環境づくりに必要です。

また、放課後等デイサービスは、児童生徒の生活能力向上のための訓練や他児との交流促進など、利用者側からのニーズは今後も増加していくことが予測されます。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
ことばの教室事業の実施	ことばの遅れや比較的軽度の言語障がいのある児童に「ことばの教室」を開設し、一人ひとりの能力や実態に応じた指導を行うための場を確保します。
特別支援教育推進事業の実施	町内小中学校の普通学級に在籍しながらも、発達に遅れが認められる児童生徒に対して、支援員を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、適切な指導及び必要な援助を行います。
放課後等デイサービス事業所との連携	障がいのある児童に対して、放課後や休日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進など、個々の状況に応じた発達支援を行う放課後等デイサービス事業所との連携を図ります。

3 元気に暮らす

1) 健康づくりの推進

〔現状と課題〕

脳血管疾患、心臓病、がん、糖尿病等の生活習慣病等の疾病が原因で、身体等に障がいを抱える方が増加傾向にあります。また、本町の高齢化率が高くなってきていることも関係して有病者が増加しています。

生活習慣病の発症や重症化を予防すること、高齢になってもいきいきと生活をしていくために健康づくりへの取り組みが重要なことから、各種健診の実施や各種運動教室の実施等の、取り組みの充実を図っています。

また、社会生活を営むためには、身体の健康とともにこころの健康を保つ必要があります。本町では一人ひとりが自分のこころの健康状態を認識し、適切に対処で

きるように働きかける取り組みを実施しています。この取り組みは、うつ病等の精神疾患の早期発見、早期対応にも重要です。

さらに、アルコールや薬物及びギャンブル等をはじめとする各種依存症に対する啓発や関係機関と連携して依存症に悩むご本人や家族に対する支援が必要です。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
各種検診の充実	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し事後指導を行うことや医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
健康教育、栄養相談等の実施	生活習慣病等による障がいの発生を予防するため、健康教育や健康相談等に取り組みます。
各種運動教室の充実	身体機能を維持し、転倒等が原因で障がいになることを予防するため、運動教室や指導等により意識的に身体を動かす機会の充実に努めます。
精神科医師によるこころの健康相談の実施	専門家に相談することで、治療の必要性の判断やカウンセリングにより、今後の過ごし方等のアドバイスを得られる場の確保に努めます。
うつ病スクリーニングの実施	こころの疾病の早期発見、早期治療開始のきっかけとし、こころの健康に対する意識を高めるための働きかけに努めます。
こころの健康について普及・啓発活動や各種団体への健康教育の推進	こころの健康に関心を持ち、病気について正しい知識をもつことで、自らのこころの健康に関心をもつよう働きかけに努めます。
精神障がい者家族会への支援	当事者との関わりや普段感じていること等を話すことで、同じ悩みをもつ家族同士で交流を深め、課題解決につなげるよう支援に努めます。
【新規】 各種依存症の啓発活動	アルコールや薬物及びギャンブル等を始めとする依存症の啓発、相談機関及び医療機関の周知など、関係機関と連携し支援に努めます。

4 安心して暮らす

1) 生活支援の充実

〔現状と課題〕

障がいのある方が地域で安心した生活を営むためには、障がいのある方ご本人やその家族の多様化したニーズに合わせて、相談支援事業所やサービス提供事業所等と連携を取り、きめ細やかな在宅福祉サービスの提供に努めています。

また、障がい者施設に入所している方や精神科病院に長期入院している精神障がいのある方の地域生活への移行も進めていく必要がありますが、地域で自立して生活するためのグループホーム等が不足しているため、ニーズに合った住まいの場の確保が必要です。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実	障がいのある方が地域で暮らすことができるよう、障がいのある方の日々の生活や活動を支援するため、サービスの拡大や受け入れ体制の充実を図ります。
グループホーム等の住まいの場の確保	障がいのある方が地域で生活続けることができるよう、グループホーム等の関係機関と連携し、住いの確保に努めます。
日中活動の場の充実	就労に向けた訓練や地域生活への移行のための訓練、創作的活動や運動、生産活動の機会を提供する日中活動の場の基盤整備に努めます。
日常生活用具給付事業の推進	在宅の日常生活が円滑に行うことができるよう、福祉用具や住宅環境の改善等の制度利用を促進し、多種多様な品目や給付制度に関する情報提供や相談対応に努めます。
緊急通報装置の設置促進	65歳以上の虚弱な一人暮らしの高齢者等が急病や災害などの緊急時にボタンを押すだけで、南空知消防組合南幌支署と連絡がとれる緊急通報装置の設置を推進します。

除雪サービス事業の推進	冬期間自力で除雪ができない一人暮らしの高齢者や障がいのある方に対する在宅生活の支援として、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう除雪サービス事業を推進します。
あんしんキットの配布	救急対応時に関係者への医療情報等伝達がスムーズに行われるよう利用の推進に努めます。
安心安全見守りネットワーク事業の実施	見守りを必要とする障がいのある方等を、町と民間事業所等が連携して異変を早期発見し、必要な援助を行うよう努めます。
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の推進	認知症等のある高齢者や障がいのある方が所在不明となった際に関係機関と連携して、速やかな発見・保護に努めます。
地域生活拠点等の整備	障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域の抱える課題に応じて、居住支援や相談及び体験の機会、緊急時の受け入れ対応等に資する、拠点となる機関について、令和5年度までの開設を目指します。

2) 情報提供・コミュニケーション提供体制の充実

〔現状と課題〕

障がいのある方やその家族がさまざまな情報を適切に入手・発信できるように、ニーズに応じた多様な情報提供を行っています。

町内において手話による聴覚障がいのある方等との交流やコミュニケーション支援ができる方を増やすために、関係団体と協力して手話奉仕員の養成に取り組んでいます。

また、聴覚障がいのある方等に対して意思疎通支援事業により手話通訳者を派遣し、コミュニケーションに係る支援を行っていますが、手話通訳者だけではなく要約筆記者等の派遣体制の整備をしていく必要があります。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
福祉ガイドブックの配布など 各種情報提供の充実	各種情報の提供や普及に努めるため、障がい者手帳を 交付した方に福祉制度を紹介したガイドブックの配布を はじめ、さまざまな情報を提供し、各種制度の利用等を 促進します。
意思疎通支援事業の充実	聴覚、言語機能、音声機能その他障がいのため、コミ ュニケーション支援が必要な方に、手話通訳者を派遣し ます。 また、要約筆記者等の派遣体制の整備を図ります。
情報提供機能の充実	視覚障がいや聴覚障がい等により、情報入手が困難な 方に対して、声の広報やホームページ等による情報提供 の充実に努めます。
手話奉仕員の養成	聴覚障がいのある方との交流の促進、町の広報活動な どの支援者として期待される手話奉仕員の養成及び手話 奉仕員のスキルアップを図ります。

3) 移動に関する支援の充実

〔現状と課題〕

本町では、障がい福祉サービス等による外出の支援、普通乗用車への乗降が困難な方が通院する際には、車両による送迎、福祉ハイヤー利用料金助成や障がい者自立促進交通費助成、町外の医療機関に通院して人工透析療法を受けている方や難病の方の通院交通費の補助など各種交通費の助成を行っており、これら既存事業の周知や利用の促進に努めています。

障がいのある方の自立生活の支援や社会参加を促進するためには、外出の支援や移動手段の確保、交通費の経済的負担軽減を図る必要があります。

また、福祉ハイヤー利用料金助成については、利用者のニーズの変化にともない、利用方法について検討が必要です。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
移動支援事業等の充実	屋外での移動が困難な視覚障がいや知的障がい、精神障がいのある方などに対し、障がい福祉サービスの行動援護・同行援護や地域生活支援事業の移動支援事業による外出のための支援を充実し、地域における自立生活や社会参加を促進します。 また、普通乗用車への乗降が困難な方には、車両による医療機関等への送迎を行います。
福祉ハイヤー利用料金助成事業の実施	身体障がい者手帳１・２級及び３級の一部と療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方にハイヤー利用料金の一部を助成し、外出機会の創出・確保に努めます。
障がい者自立促進交通費助成事業の実施	在宅の障がいのある方で、自立促進のために公共交通機関を利用して福祉的就労等により通所する場合、交通費の一部を助成します。
人工透析患者等通院交通費助成事業の実施	人工透析療法のため町外医療機関に通院している腎臓機能障がいのある方や、町外医療機関に通院している難病のある方に対して交通費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

４）働くことへの支援の推進

〔現状と課題〕

就労を希望する障がいのある方が自分の能力に応じた適切な就労ができるよう、就労に関する情報提供やハローワーク、障がい者職業センター、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図っています。

障がいのある方の就労は、社会経済活動への参加に向けた課題であり、社会参加するための手段として重要です。一方で、雇用する側の企業等においては、障がいのある方に配慮した働きやすい職場環境づくりが必要であり、本町として企業側の理解向上に向けた取り組みや障がい者雇用制度の情報提供を行うなど、障がいのある方の雇用に関心をもつように努める必要があります。

また、一般就労による雇用の促進を図るだけでなく、農業分野と福祉分野が連携した取り組みである農福連携や福祉的就労も含め、一人ひとりの状況に応じた多様な就労の場の確保が必要です。一般就労が困難な障がいのある方に対して、日常生活訓練や一般就労に向けた作業訓練の場を確保し、可能な限り就労や社会参加の機会を充実させることは、社会参加の促進や生きがい確保などの面でも重要です。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
雇用機会の確保	就労に関する情報提供等の相談支援を行うとともに、ハローワークや関係機関との連携を図ります。
職場の理解促進	関係機関等と連携して、企業等に対して障がいへの理解促進を図ります。
福祉的就労の場の確保	企業等への就労が困難な障がいのある方に、日常生活訓練や一般就労に向けた作業訓練の場を確保し、就労や社会参加の機会の充実に努めます。
【新規】 農福連携の検討	多様なニーズに対応した就労支援や地域共生社会の実現に向け、農福連携の推進に向けて検討します。

5) 防災体制の充実

〔現状と課題〕

緊急時や災害時の避難について、障がいのある方の中には、自力での避難が困難な方や、避難時に支援を必要とする方がおられ、様々な不安を抱える中、公共による支援（公助）が欠かせないものと捉え、日頃から、近隣住民との良好な関係性の構築に努める必要があります。

本町においては、障がい等により、自力での避難が困難な方や避難時に支援を要する方を避難行動要支援者と位置付け、適性かつ迅速な安否確認や避難支援を行う為、消防や民生児童委員協議会等の避難支援等関係者との情報共有及び連携を深める取り組みを推進します。

また、避難者の障がいの状況等に応じて社会福祉関係機関の協力を得られるよう連携を図ります。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
避難行動要支援者安否確認	震度4以上の地震発生の際に、避難行動要支援者とされている方に安否確認を行い、民生委員や南空知消防組合南幌支署等の関係機関と連携し、災害時に円滑に避難できるようにします。
避難が必要なときの協力体制の整備	災害時等における円滑な避難支援等のため、避難行動要支援者の把握及び情報の共有、緊急時の役割分担等、地域の体制づくりを進めます。
災害時に必要なケアが受けられる体制等の整備	災害時に特別な支援を必要とする方に配慮した体制や設備の整備を進めます。

5 助けあって暮らす

1) 地域福祉活動の促進

〔現状と課題〕

ボランティア団体や当事者団体等の活動の支援、地域を支える組織や団体、人材の育成等を社会福祉協議会と連携して取り組んでいます。

今後も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、自らが望む生き方を実現していける社会にするためには、地域で暮らす住民同士が支え合い、ともに助け合う地域づくりが求められています。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
ボランティアの育成・発掘	社会福祉協議会と連携して、地域で障がいのある方の生活を身近で支援することができるボランティアの育成や発掘に取り組みます。

2) 広報・啓発活動の推進

〔現状と課題〕

障がいのある方が住み慣れた地域で生活するためには、ご近所にお住まいの方や関係機関等すべての方が、障がいのある方に対する正しい知識や理解を得ていくことが大切です。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、支え合う地域共生社会づくりに向けて、広報・啓発活動の充実を図っていく必要があります。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
障がいのある方の理解を深めるための啓発の実施	地域住民が、障がいのある方に対する正しい知識をもち、理解を深めるための学習会の開催や発達障がいに対する理解促進のためのパネル展等、情報提供を行います。

3) 社会参加の機会の促進

〔現状と課題〕

各種行事やレクリエーションなどの活動等は、一人ひとりの人生をより充実させることにつながる可能性があり、人と人をつなぐ交流の機会になっています。

また、社会福祉協議会主催のボランティア・フェスタ、福祉スポーツ大会をはじめとした各種行事や誰でも立ち寄り活動に参加できる「ひだまりサロン」は、障がいの有無にかかわらず相互交流の場になっています。

これら各種行事や交流の場は、障がいのある方の社会参加の機会となり、障がいのある方について正しい理解をしてもらう機会としても重要です。

誰でも立ち寄れる場は、ボランティアの育成や交流の促進につながるため、地域の中にもそのような場を設けられるようにする必要があります。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
交流機会の促進	各種行事等で、障がいの有無に関わらず相互に交流することで、障がいへの理解を深める機会となるよう各種行事の周知を行い、社会参加促進を図ります。
気軽に立ち寄れる場づくりの支援	ひだまりサロンのような障がいの有無に関わらず、気軽に立ち寄れる交流の場として利用促進に努めます。
障がいのある方々が自発的に行う活動に対する支援	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、地域を支える団体等が行う活動に対して支援を行います。

第2部

第6期南幌町障がい福祉計画・ 第2期南幌町障がい児福祉計画



第1章 障がい福祉サービスの見込量および方策

1 障がい福祉サービスに関する数値目標

【基本的な考え方】

障がいのある方が自分らしく暮らしていくことを支援し、障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していく観点から、施設等から「地域生活への移行」や「就労の支援」・「相談体制の充実」・「障がい児支援の提供体制の整備」といった課題に対応するために、令和3年度から令和5年度までの3年間ににおける数値目標を設定し、これに基づき必要となるサービス量を見込むことにより本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

また、平成28年の児童福祉法改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務化され、障がい者施策の一体的推進を図るため、「障がい福祉計画」と一体となった計画として策定するものです。

この計画の数値目標の設定については、国の基本指針で示す目標値を基準とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて本町の目標値を定めます。

1) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

国は、施設に入所している障がいのある方が、自立訓練事業等を利用し、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅など、住み慣れた地域での生活に移行することを目指しています。このことから、令和元年度末現在の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、あわせて令和5年度末の施設入所者数を、令和元

度末より１．６％以上削減することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。

本町においては、従前からの計画策定時より徐々に地域移行を進めていることや介護者の高齢化等を考慮しつつ、令和５年度末の施設入所者数については、１．６％の削減を目指し、２７人とします。今後においても、入所施設等を通じて利用者の意向を把握し、できるだけ利用者の希望に沿うよう、関係機関と連携を図り推進します。

○目標値設定

項 目	人数	備 考
令和元年度末の施設入所者	２８	
減少見込人数	１	
令和５年度の施設入所者	２７	令和元年度末施設入所者数の１．６％以上の削減を基本とし、地域の実情を踏まえて設定
地域生活移行者数	１	令和元年度末施設入所者数の６％以上の移行を基本とし、地域の実情を踏まえて設定

２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築目標

国は、市町村を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、障がい等による差別や偏見のない、社会を構成する一因として地域であらゆる人が共存できるインクルーシブ社会の実現に向けた取り組みの推進が必要であるとし、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めています。

本町においては、今後、保健所や医療機関との連携を図り情報の共有に努めます。

3) 地域生活支援拠点等の整備目標

国は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等が地域で安心して生活するために、緊急時の相談や対応が図られる体制として地域生活支援の拠点を、令和5年度までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本としています。

本町においては、第4期計画時より、広域設置を目指す近隣市町との協議を進めてきたところですが、更に協議を深め、令和5年度までの開設を目指します。

○目標値設定

項 目	開設・未開設	備 考
地域生活支援拠点の整備	開設	岩見沢市を中心とした「基幹相談支援センター」の開設と合わせて拠点コーディネーターを配置し、相談支援、居住支援、人材育成支援等の機能を持つ地域生活支援拠点の整備を目指します。

4) 福祉施設から一般就労への移行目標

国は、就労移行支援事業など福祉施設における取り組みを強化するとともに、関係機関と協力して雇用促進を図るため、福祉施設から一般就労への移行を令和5年度までに令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本としています。その際、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を担うことから、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすること、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とすること、就労支援B型事業については、1.23倍以上を目指すことを基本としています。

本町においては、令和元年度における福祉施設から一般就労への移行実績は、2人となっています。今後は、障がいのある方の意向や適正、利用しているサービス事業所等と連携を図り、令和5年度までに一般就労移行者数については、令和元年度の1.27倍以上を目指します。

○目標値設定

【福祉施設からの一般就労移行】

項 目	人数	備 考
令和元年度移行実績	2	福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）から一般就労への移行者数
令和5年度までの目標値	3	令和元年度の1.27倍以上を基本とし、地域の実情に合わせて設定

【就労移行支援事業からの一般就労】

項 目	人数	備 考
令和元年度移行実績	1	就労移行支援事業所から一般就労した方の実績
令和5年度までの目標値	2	令和元年度の1.30倍以上を基本とし、地域の実情に合わせて設定

【就労継続支援A型事業からの一般就労】

項 目	人数	備 考
令和元年度移行実績	0	就労継続支援A型事業所から一般就労した方の実績
令和5年度までの利用目標値	1	令和元年度の1.26倍以上を基本とし、地域の実情に合わせて設定

【就労継続支援 B 型からの一般就労】

項 目	人数	備 考
令和元年度 移行実績	1	就労継続支援 B 型から一般就労した方の実績
令和5年度までの 利用目標値	2	令和元年度の1. 2 3倍以上を基本とし、地域の実情に合わせて設定

【就労定着支援利用者数】

項 目	人数	備 考
令和5年度利用 目標値	3	一般就労に移行した7割以上を基本とし、地域の実情に合わせて設定

5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国は、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度までに児童発達支援センターを市町村又は圏域で1箇所設置し、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築及び医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本としています。

また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

今後、児童発達支援センターに関しては、現在の支援体制の維持及び障がい児の早期療育に努めます。

また、医療的ケアを必要とする障がい児は現在町内にはいませんが、今後、必要に応じ、自立支援協議会等を中心とした関係機関との連携に努めます。

6) 相談支援体制の充実・強化等

国では、相談支援体制の充実・強化を図るため、令和5年度までに総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

本町においては、令和5年度までに地域生活支援拠点の開設と合わせて、基幹相談支援センターの開設を目指します。

7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要であるとし、サービス等の質の向上に向けた取り組みに関する事項を実施するための体制を構築することを基本としています。

本町においては、障害者総合支援法の内容について理解を深めるための各種研修の活用、サービス等の利用状況の把握に努め、適切はサービス等を提供するための体制の構築に努めます。

2 障がい福祉サービスに関するサービス見込量及び確保策

【基本的な考え方】

サービスの必要見込量（支給量）は、地域の実情やニーズを把握したうえで、サービス毎に見込量を設定することとなっています。

令和2年度の見込みを含めた過去5年間の実績を基に、第6期障がい福祉サービス及び第2期障がい児福祉サービスの具体的な目標値として、必要なサービス量を見込みます。

1) 訪問系サービス

〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
居宅介護	障がいのある方の自宅に訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯および掃除等生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など常に介護を必要とする方に自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方に、移動時及び外出先においての必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する方に危機回避のための必要な援護や外出時における移動中の介護等、必要な支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする方で、意志疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にある方や知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、各障がい福祉サービスを包括的に提供します。

○居宅介護

〔現状と実績〕

令和2年8月現在、支給決定を受けている19人のうち9人が、1ヶ月に1人当たり11時間利用しています。利用人数及び平均利用時間数は、ほぼ横ばいとなっています。

〔サービス見込量の考え方〕

定期的な通院や家事援助に係るサービスのため、過去5年間の実績及び見込みから、各年度の総利用量を見込みます。

○行動援護

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在、支給決定を受けている4人のうち1人が、1ヶ月に0.5時間利用しています。

〔サービス見込量の考え方〕

過去5年間の実績及び見込みから、各年度の総利用量を見込みます

また、行動援護は、常時介護を要する方に必要な援護や外出時における移動中の介護等から、今後、介護者の高齢化等に伴い、利用量の増加が予測されます。

○重度訪問介護・同行援護・重度障がい者等包括支援

〔現状と実績〕

重度訪問介護及び同行援護については、令和2年8月末現在、それぞれ1名の方が支給決定を受けていますが、利用実績はありません。

重度障がい者等包括支援については、近隣にサービスを提供できる事業所がないことから支給決定を受けている方はいません。

〔サービス見込量の考え方〕

過去５年間に利用実績がないため、今期計画での利用は見込みません。

サービス名	実 績						第 6 計画見込量		
	単位	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
居宅介護	人数	12	11	11	11	11	11	11	11
	時間	139	153	159	149	121	132	132	132
重度訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	人数	2	0	0	0	1	1	1	1
	時間	2	0	0	0	10	10	10	10
重度障がい者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和２年度について８月末現在の実績及び９月以降の見込み

※利用時間は月平均利用延べ時間で、人数は年間利用者数

〔サービス見込量の確保策〕

障がいのある方が在宅で生活する際に、必要なサービスを受けられるよう各事業所と連携し、今後も個々のニーズにあった適切なサービス量の確保に努めます。

2) 日中活動系サービス

〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする方に、障がい者支援施設等において主として日中に入浴、排泄及び食事等の介護を支援するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の方で、一般企業等への就労が可能と見込まれる障がいのある方に、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援や就職後における職場への定着のために必要となる相談支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等への就労が困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等への就労が困難な方に、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がいのある方に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	病院等での長期入院による医療ケアと常に介護を要する方に、病院において主として昼間に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものについては、療養介護医療として提供します。
短期入所	自宅で介護する方の疾病等の理由により、短期間、障がい者支援施設等に入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な支援を行います。

○生活介護

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在、生活介護の支給決定を受けている45人のうち、42人の方がサービスを利用しています。1ヶ月の1人あたりの平均利用日数は、20日となっています。過去5年間の実績及び見込みを比較すると、利用者数及び総利用量は、ほぼ横ばいとなっていますが、生活介護は、施設入所者の日中活動のサービスとしての利用や在宅の方が創作的活動や生産活動として利用しているためです。

〔サービス見込量の考え方〕

過去5年間の実績及び見込みと新規利用者を考慮し、各年度の総利用量を見込みます。1人あたりの利用日数については、20日程度を見込みます。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔現状と実績〕

機能訓練については、近年、利用実績がありませんでしたが、生活訓練については、平成29年度及び平成30年度に支給決定された1人の方の利用がありました。

〔サービス見込量の考え方〕

機能訓練については、過去5年間の実績がなかったことから、今期計画には利用量を見込みません。生活訓練については、自立した日常生活を営むために必要な訓練のため、過去5年間の実績と見込みから、1人の方の利用を見込みます。

○就労移行支援

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在、就労移行支援の支給決定を受けている8人が、1ヶ月に1人あたり平均12日利用しています。過去5年間の実績において、利用日数が年度により増減しているのは、利用者の状況に合わせた利用となるためです。

〔サービス見込量の考え方〕

過去5年間の実績及び見込みから各年度の総利用量を見込みます。新規利用が見込まれる一方で、就労移行支援の利用期間が最大2年間であることや利用期間終了後は一般就労などを目標としていることもあり、令和3年度以降については、1人あたり14日程度の利用を見込みます。

○就労継続支援（A型・B型）

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在、就労支援A型の支給決定を受けている8人が、1ヶ月に1人あたり平均21日利用しており、就労支援B型の支給決定を受けている32人については、1人あたり平均14日利用しています。

また、利用日数については、利用者の状況により週1日から週5日の利用となっています。

〔サービス見込量の考え方〕

令和2年度の実利用状況と新規利用者を考慮し、各年度の総利用量を見込みます。

○就労定着支援

〔現状と実績〕

平成30年4月より利用開始となったサービスで、一般就労された方が一定期間就労後も継続して働けるように支援するサービスです。令和2年8月末現在、1人が就労定着支援の支給決定を受けています。

〔サービス見込量の考え方〕

令和2年8月末現在の利用状況と一般就労した方の人数を考慮し、各年度の利用量を見込みます。

○療養介護

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在、支給決定を受けている4人が継続してサービスを利用しています。

〔サービス見込量の考え方〕

令和3年度以降についても、同数の4人の利用を見込みます。

○短期入所

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在、短期入所の支給決定を受けている方は、22人でそのうち4人が、1ヶ月あたり平均10日利用しています。利用率（支給決定者数に対する

利用者数の割合）が低い状況となっていますが、短期入所は、ご家族の緊急時等の利用や介護負担の軽減などを想定していることが大きな理由となっています。

〔サービス見込量の考え方〕

利用人数については減少傾向にありますが、介護者の負担軽減に資する必要なサービスであると考え、一定の利用量を見込みます。

サービス名	実 績						第6期計画見込量		
	単位	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
生活介護	人数	42	42	43	45	43	44	45	45
	日数	804	812	795	816	860	880	900	900
自立訓練 （機能訓練）	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人数	0	1	1	0	0	1	1	1
	日数	0	2	1	0	0	2	2	2
就労移行支援	人数	13	6	8	12	8	8	8	8
	日数	100	71	139	113	96	112	112	112
就労継続支援 （A型）	人数	8	8	8	8	7	8	8	8
	日数	118	165	144	147	149	168	168	168
就労継続支援 （B型）	人数	22	27	30	31	32	33	33	33
	日数	284	339	386	379	448	462	462	462
就労定着支援	人数			0	1	1	3	3	3
療養介護	人数	4	4	4	4	4	4	4	4
短期入所	人数	7	7	9	6	4	5	5	5
	日数	53	46	7	9	44	50	50	50

※令和2年度については、8月末現在の実績及び9月以降の見込み

※利用日数は月平均利用延べ日数、人数は年間利用者

〔サービス見込量の確保策〕

障がいのある方が自立した生活を送るために、身体能力や日常生活能力の維持・向上、就労の場の提供、農福連携の取り組みなど、障がいのある方の意欲と能力に応じた必要なサービスが受けられるよう、地域又は施設での日中活動の場の確保に努めます。

3) 居住系サービス

〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居において、主として夜間に入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談やその他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設において、主として夜間に入浴、排泄及び食事の介護等、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設や精神科病院等から一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者が、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的に利用者の居宅に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

○共同生活援助（グループホーム）

〔現状と実績〕

町内には、3箇所（各施設分を合計した定員17人）のグループホームがあります。令和2年8月現在、支給決定を受けている26人が共同生活援助を利用しており、本町を含めた9市町に所在するグループホームを利用しています。

過去5年間の利用者数は増加しており、地域生活を営む住まいとして高いニーズが潜在していると考えます。

〔サービス見込量の考え方〕

過去5年間の実績及び見込みから、各年度の総利用量を見込みます。今後、新規利用者の居住の場が必要となるため、共同生活援助については、利用者数の増加を見込みます。

○施設入所支援

〔現状と実績〕

町内には、1 箇所（定員50 人）の障がい者入所施設があり、令和2年8月末現在、支給決定を受けている28人が本町を含めた15市町村に所在する施設を利用しています。過去5年間の利用者数は、ほぼ横ばいの状況となっています。

〔サービス見込量の考え方〕

過去5年間に障がい者入所施設からグループホームへ1人が移行しています。今後における入所施設から地域生活への移行見込みについては、介護者の高齢化や従前より、徐々に地域移行を進めてきていること等を考慮しつつ、令和元年度末利用人数の1.6%の削減をめざし、27人を見込みます。新規希望者については、利用者本人を含めた家族の状況や意向を踏まえた上で、施設利用の必要性を十分検討し、適切なサービスを受ける事ができるよう支援していく必要があります。

○自立生活援助

〔現状と実績〕

平成30年4月から開始したサービスですが、入所施設や精神病院等から地域生活への移行した方がいなかったため利用実績はありません。

〔サービス見込量の考え方〕

平成30年度からの利用実績がないため、今期計画には利用を見込みません。

サービス名	実 績						第6期計画見込量		
	単位	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
共同生活援助 (グループホーム)	人数	16	19	20	22	27	29	31	33
施設入所支援	人数	27	28	28	29	28	28	28	27
自立生活援助	人数			0	0	0	0	0	0

※令和2年度について8月末現在の実績及び9月以降の見込み

※人数は年間利用数

〔サービス見込量の確保策〕

保護者の高齢化等により、居住系サービスに対するニーズの増加が予想されます。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者や退院可能な精神障がいのある方の地域移行の受け皿となることが見込まれるため、サービス量の確保が必要となります。

また、退所時や退院後に必要となるその他の福祉サービスにおいても、あわせて各事業所等と連携し、適切なサービス量の確保に努めます。

4) 相談支援

〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用される方に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出の支援・入居支援等を行います。
地域定着支援	居宅における単身で生活している障がいのある方に対して、24時間の相談支援等を行います。

〔現状と実績〕

計画相談支援により作成するサービス等利用計画については、障がい福祉サービスを利用する全ての利用者について作成するものであり、令和2年8月末現在、111人の方のサービス等利用計画を作成しています。

〔サービス見込量の考え方〕

計画相談支援については、全ての利用者が対象となるように見込みます。

地域移行支援及び地域定着支援については、過去の利用実績はありませんが、入所施設等から地域生活への移行及び定着に向けた相談等を円滑に進めて行く上で必要なサービスであることから、1人ずつ見込みます。

サービス名	実績						第6期計画見込み量		
	単位	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	人数	86	94	96	99	111	118	121	121
地域移行支援	人数	0	0	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人数	0	0	0	0	0	1	1	1

※令和2年度について8月末現在の実績及び9月以降の見込み

※人数は年間利用者数

〔サービス見込量の確保策〕

計画相談支援においては、障がい福祉サービスを利用する全ての利用者が福祉サービスを利用するにあたり、個々のニーズに応じた計画的な支援が受けられるよう相談支援事業所との連携を図り、きめ細やかな相談支援体制の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援においては、本町を支援エリアとしている事業所と連携して、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

5) 障がい児支援事業

〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
児童発達支援	療育を必要とする未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある未就学児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して授業の終了後または、夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所サービスを利用する方に対して、心身の状況などを総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅に訪問し、日常生活に必要な基本的動作等の発達支援を行います。

○児童発達支援

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在5人の支給決定があり、1ヶ月1人あたり平均5日利用して

います。本町を含む2市町に所在する事業所へ通所しています。

〔サービス見込量の考え方〕

未就学の児童に対するサービスであり、過去5年間の利用実績及び見込みと、現在把握している令和3年度からの新規利用者のニーズを含め見込みます。

○放課後等デイサービス

〔現状と実績〕

令和2年8月末現在、28人の支給決定があり、1ヶ月1人あたり平均11日の利用があります。本町を含む5市町に所在する事業所へ通所しています。

また、町内に3箇所目となる放課後等デイサービス事業所が開設されたことで、利用者が増加しています。

〔サービス見込量の考え方〕

過去5年間の利用実績及び見込みと現在把握している令和3年度からの新規利用者のニーズを含め見込みます。

○障がい児相談支援

〔現状と実績〕

障がい児サービスを利用する児童すべてについて、サービス等利用計画の作成をしています。

〔サービス見込量の考え方〕

障がい児サービスを利用する児童すべてについて、サービス等利用計画の作成を見込みます。

○医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・在宅訪問型児童発達支援

〔現状と実績〕

保育所等訪問支援については、町内に事業を実施できる事業所がないため、利用実績はありません。

また、医療型児童発達支援及び在宅訪問型児童発達支援についても、町内に対象児がないため、利用実績はありません。

〔サービス見込量の考え方〕

保育所等訪問支援については、利用実績がなかったため、今期計画での利用を見込みません。

また、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援についても、町内に対象となる障がい児がないため、今期計画での利用は見込みません。

サービス名	実 績						第2期計画見込量		
	単位	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	人数	1	0	3	2	5	7	7	7
	日数	19	0	18	4	21	29	29	29
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人数	9	17	21	26	28	34	36	38
	日数	106	165	234	291	319	352	352	352
保育所等訪問支援	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人数	20	23	25	28	34	41	43	45

※令和2年度については、8月現在の実績及び9月以降の見込み

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間利用者数

〔サービス見込量の確保策〕

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めるとともに、サービスを利用するにあたり個々のニーズに応じた計画的な支援が受けられるよう、各事業所と連携して、きめ細やかなサービス提供体制の確保に努めます。

第2章 地域生活支援事業の見込量および方策

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するもので、障害者総合支援法により町に必須事業として位置づけられているものと、町の施策により任意に実施する事業があります。

障がいのある方等が安心して地域生活を継続できるよう、障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発等の取り組みやヘルプマークを始めとした各種マークの紹介・普及、成年後見制度の普及啓発に取り組みます。

【事業内容】

	事業名	事業内容
必須事業	(1) 相談支援事業 障がい者相談支援事業 障がい者自立支援協議会 相談支援機能強化事業 成年後見制度利用支援事業	障がいのある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、成年後見制度の普及啓発や利用を支援することにより障がいのある方の権利擁護を図ります。 また、障がいのある方の雇用・教育・医療などの各種サービス、相談支援事業を総合的に調整、推進するために南幌町障がい者自立支援協議会を設置しています。
	(2) 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。
	(3) 日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある方に対し、自立した日常生活を支援するための用具の給付を行います。
	(4) 移動支援事業	障がいのある方の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な方を対象に外出支援を行います。
	(5) 地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。
	(6) 意思疎通支援者養成事業	聴覚に障がいのある方等の交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として手話奉仕員の養成を行います。
	(7) 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業	住民に対して障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
	(8) 障がい者等が自発的に行う活動に対する支援事業	障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

	(9)市民後見人等養成研修事業	市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために法人等に必要な知識・技能等の研修や支援体制の整備を行います。
(10) 任意事業	①日中一時支援事業	障がいのある方（児・者）に日中における活動の場を提供し、その家族の一時的な休息となるよう支援を行います。
	②身体障がい者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある方が就労等に伴い自動車を取得する場合、自ら運転できるようにするための自動車改造に要する費用の一部を助成します。
	③自動車運転免許取得助成事業	障がいのある方の自動車運転免許取得に係る費用の一部を助成します。
	④知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある方の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場への定着を支援します。
	⑤障がい者虐待防止対策事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障がい者虐待ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携を取り支援体制の強化や協力体制の充実を図ります。
	⑥訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とします。
	⑦巡回支援専門員整備事業	子どもやその親が集まる施設・場に巡回等の支援を実施し、幼児期から支援を行うための体制の整備を図り、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とします。
(11) 町単独事業	①生活サポート事業	介護給付の認定が非該当となった方について、日常生活に関する支援、家事等の必要な支援を行います。
	②人工透析患者等通院交通費助成事業	人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある方や、町外へ通院している難病のある方に対して交通費の一部を助成します。
	③福祉ハイヤー利用料金助成事業	身体障害者手帳1・2級及び3級の一部と療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者に対し、ハイヤー利用料金の一部を助成します。
	④自立促進交通費助成事業	在宅で障がいのある方が、自立促進のために公共交通機関を利用して、福祉的就労等により障がい福祉サービス事業所に通所している場合、交通費の一部を助成します。
	⑤難聴児補聴器購入等助成事業	身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入等に係る費用の一部を助成します。

2 各年度における事業の種類ごとの実績および見込量

【サービス量の考え方】

第6期計画期間のサービス量については、利用者のニーズ等を踏まえながら、第5期計画の実績を勘案して見込みます。

【サービス見込量】

		実 績			第6期計画見込量		
事 業 名		H30	H31 (R1)	R 2	R 3	R4	R5
(1) 相談支援事業							
① 相談支援事業							
(ア) 障がい者相談支援事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
(イ) 障がい者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(ウ) 基幹相談支援センター	実施の有無	検 討			検 討		有
(エ) 住宅入居など支援事業	実施の有無	無			無		有
② 相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 意思疎通支援事業	実利用人数	2	1	1	3	3	3
(3) 日常生活用具給付など事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数	0	0	0	1	1	1
② 自立生活支援用具	給付件数	2	2	0	1	1	1
③ 在宅療養など支援用具	給付件数	1	2	1	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	0	0	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	201	249	252	260	260	260

⑥ 居宅生活動作補助用具	給付件数	0	1	0	1	1	1
(４) 移動支援事業	実利用人数	14	11	10	10	10	10
	延べ利用 時 間 数	479	392	184	200	200	200
(５) 地域活動支援センター事業 (他市所在)	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実利用人数	0	0	0	1	1	1
(６) 意思疎通支援者養成事業 (手話奉仕員養成事業)	登録者数	9	10	10	10	10	10
(７) 障がい者に対する理解を 深めるための研修・啓発 事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(８) 障がい者等が自発的に行 う活動に対する支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(９) 市民後見人等養成研修事 業	実施の有無	無			無		
(10) 任意事業							
① 日中一時支援事業	実施箇所数	8	8	8	8	8	8
	実利用人数	8	8	9	10	10	10
② 身体障がい者用自動車改造 費助成事業	助成件数	0	3	0	1	1	1
③ 自動車運転免許取得助成事 業	実利用人数	0	0	0	1	1	1
④ 訪問入浴サービス事業	実利用人数	2	3	3	3	3	3
⑤ 巡回支援専門員整備事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(11) 町単独事業							
① 生活サポート事業	実利用人数	0	0	0	1	1	1
② 人工透析患者等通院交通費 助成事業	実利用人数	17	15	15	15	15	15
③ 福祉ハイヤー利用料金助成 事業	実利用人数	80	79	80	80	80	80
③ 自立促進交通費助成事業	実利用人数	3	5	5	5	5	5
④ 難聴児補聴器購入費等助成 事業	実利用人数	0	0	0	1	1	1

※令和2年度については、8月末実績及び9月以降見込み

【地域生活支援事業イメージ図】

地域生活支援事業

必須事業

- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業（他市所在）
- ・意思疎通支援者養成事業
- ・障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業
- ・障がい者等が自発的に行う活動に対する支援事業
- ・市民後見人等養成研修事業

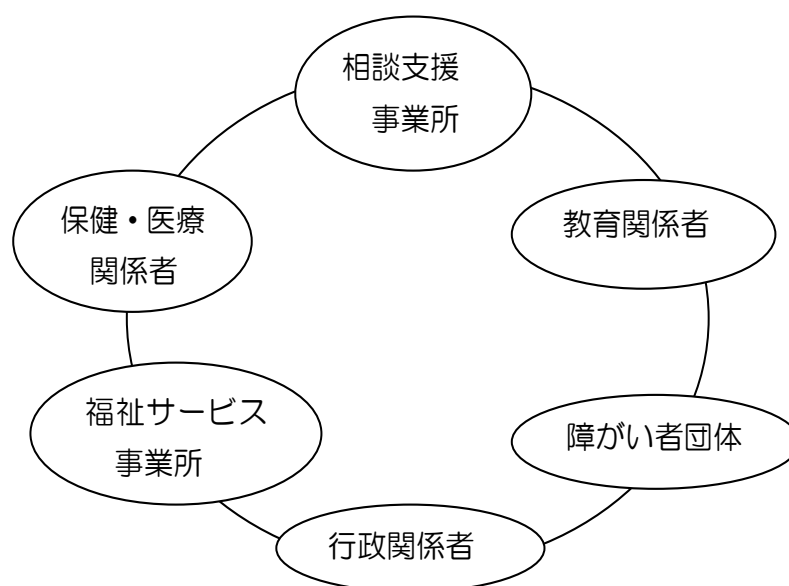
任意事業

- ・日中一時支援事業
- ・身体障がい者用自動車改造費助成事業
- ・自動車運転免許取得助成事業
- ・知的障がい者職親委託事業
- ・障がい者虐待防止対策事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・巡回支援専門員整備事業

町単独事業

- ・生活サポート事業
- ・人工透析患者等通院交通費助成事業
- ・福祉ハイヤー利用料金助成事業
- ・自立促進交通費助成事業
- ・難聴児補聴器購入費等助成事業

南幌町障がい者自立支援協議会



【目的】

- ・地域における障がい福祉の関連機関との連携を図り、相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、南幌町障がい者自立支援協議会を設置します。

【役割】

- ・障がいのある方への支援体制に関する課題の共有
- ・相談支援体制の整備状況や課題・ニーズの把握
- ・地域の関係機関による連携強化
- ・社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・個別支援のあり方に関する協議や調整 など

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づく、南幌町障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画策定に関すること。
- （2）計画の点検・評価に関すること。
- （3）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）各種関係団体
- （3）障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱（平成19年南幌町訓令第11号）は廃止する。

附 則（平成23年8月31日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

令和2年12月24日現在

	氏 名	区 分
委 員 長	仲谷 智	学 識 経 験 者
職務代理	向島 久博	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	岡 眞一	社 会 福 祉 協 議 会 会 長
委 員	磯野 薫	民生委員児童委員協議会会長
委 員	山内 純	医 療 機 関 関 係
委 員	栗林 和史	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	石本 宣	児 童 関 係 者
委 員	藤井 弘子	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	佐藤 純子	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	加藤 顕光	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	中村 達子	住 民 代 表 （ 公 募 ）

計11名

用語解説

【あ行】

・インクルーシブ社会

社会を構成するすべての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障がいの有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会。

【か行】

・ケアマネジメント

一人ひとりの要援護者の生活状態に合わせて要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する福祉や医療などのサービスについてのきめ細かいケアプランを作成し、それにもとづいて実際にサービスなどの社会資源を提供していく仕組みのこと。さらに、要援護者の状態を継続的に見守ることで、包括的・継続的に支援やサービスの提供体制を確保する支援方法。

・権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助を行なうことにより、自立した地域生活が送れるよう、その方の権利を擁護すること。

・高次脳機能障がい

病気や事故により脳が損傷されたために起こる様々な神経心理学的症状。その症状は多岐にわたり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴がでる。

【さ行】

・サポートファイル

障がいのある方の生育歴やケアの方法を、乳幼児期から成人期に至るまで、継続して記録管理できるファイル形式のノート。

・障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

・障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成17年（2005）年、障害者自立支援法とし

て制定。平成24年（2012）に改正・改題。

- 障がい支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

- 児童福祉法

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律。

- 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障がい者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

- 精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障がいの程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な方について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選定したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

- 統合失調症

思考や行動、感情を一つの目的に沿ってまとめていく能力（統合する能力）が長期間にわたって低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、まとまりのない行動が見られる精神疾患の一つ。

【な行】

- 難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

- 農福連携

農業の現場では、農業従事者の高齢化や働き手が不足しており、福祉の現場では、障害者等の就業率や賃金が低いため経済的自立が難しいことから、農業分野と福祉分野が連携し、障がい者等が農業生産活動に携わる取組。

【は行】

- 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、年齢や環境により目立つ症状がちがってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもある。

- 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

- 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進することを目的とする事業。

【ら行】

- 療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した支援や様々なサービスを受けやすくするための手帳。障がいの程度によって、「A」と「B」に区別される。



育てる喜び、育む **幸** せ。

南幌町

T O W N N A N P O R O

第4期南幌町障がい者計画

第6期南幌町障がい福祉計画・第2期南幌町障がい児福祉計画

～支えあい、ともに暮らせるまちづくり～

発行日／令和3年3月

発 行／北海道南幌町

保健福祉課 〒069-0235

北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センターあいくる

T E L 011-378-5888

F A X 011-378-5255

ホームページアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>

E-mail アドレス nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp